平成２１年（フ）第９４６９号
大阪府枚方市長尾家具町２丁目2205番地の３
債務者　本田　健二
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９４８０号
大阪市生野区巽南３丁目５番10―402号
債務者　堀本こと松本こと　鄭　　花子
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９４８７号
大阪市平野区長吉長原１丁目４番３―201号
債務者　辻村　千景（旧姓行光）
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９５３６号
大阪市東成区大今里１丁目31番12号
債務者　山川　　薫
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９６０８号
大阪府枚方市山之上２丁目６番８号
債務者　鈴木　迪雄
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９６２６号
大阪府門真市石原町19番16号
債務者　田中　　亨
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９６５７号
大阪府寝屋川市高宮新町24番６号
債務者　北田　　仁
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９６９０号
大阪市城東区野江３丁目27番８　シャトー第２野江204号
債務者　市川　正和
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９６９６号
大阪市淀川区十三東４丁目３番３号
債務者　赤井　　敦
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９７０１号
大阪市都島区御幸町１丁目３番５号三井マンション２Ｆ
債務者　井上　　博
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９８０１号
大阪市東淀川区東中島５丁目24番１―411号
債務者　近森　南雄
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９８１１号
大阪府東大阪市東石切町５丁目９番５―706号
債務者　多田羅敦子
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９８２４号
大阪府八尾市中田２丁目253番地
債務者　原田裕香子
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９８２６号
大阪府高槻市月見町２番20号の４
債務者　城戸　　恵
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９８３２号
大阪市西成区天下茶屋東２丁目14番33号
債務者　吉本　初子
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９８４０号
大阪府茨木市西田中町７番６号の７
債務者　吉田　ゆか（旧姓小野山・村田）
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９８５５号
大阪府枚方市菊ヶ丘町10番39号、住民票上の住所大阪府枚方市御殿山町４番８号
債務者　廣滝　聡実
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９８５７号
大阪市此花区高見１丁目６番25―708号
債務者　髙橋　貞夫
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部